

会社法及び会社計算規則に基づく 資本金の諸問題

高山 朋子

目 次

はじめに

1. 純資産の部と資本概念

1) 純資産と自己資本

2) 連結会計と少数株主持分

2. 株主資本の分類と内容

3. 評価・換算差額等

4. 自己株式と新株予約権

おわりに

はじめに

2006年5月の始めから実施された会社法及び会社計算規則が新しい貸借対照表の表示様式を規定しているが、その表示様式は、既に企業会計基準委員会の「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」において、提示されている内容に従っている。このような新会計規則・基準等は、これまでの資本概念を大きく変え、かつ、資産から負債を控除した残りの項目を純資産の部に包含している。

この資本金の変容は、明らかに、国際会計基準への調和化のためであり、国際財務報告基準(IFRS)の新しい包括的業績報告書基準の作成過程で見えてきた、いわば広義の資本(純資産)の表示内容を今後取り込みやすいように考慮した結果であるといえるであろう。新しい包括的業績報告書での最重要事項は、金融資産を中心とする未実現の評価・換算差額の取り扱いと、従来の会計の基本項目であった純利益との関連をいかに説明するかという点に関わっていたからである。

この小論の目的は、新しい純資産の区分とその内容を検討し、この資本金の新規則・基準等の適用に関して、今後改善を迫られるであろう幾つかの重要な問題点を明らかにしていくことである。

1. 純資産の部と資本概念

1) 純資産と自己資本

会社法（2005年7月26日法律第86号、2006年5月1日施行）とその細則である法務省令会社法施行規則及び会社計算規則（2006年2月7日、最終改正2006年4月14日：以降、新規則と略称）により、資本会計は大きく変更され、資本の部は純資産の部に区分表示され、また、新たな株式資本等変動計算書が財務諸表へ追加された。

従来、商法に基づく貸借対照表の区分表示では、資産から負債を控除した額は資本（自己資本）とされてきたが、会社法に基づく貸借対照表ではその内容項目が変更され、純資産とされた¹⁾。この変更内容は、先に国際会計基準の動向に歩み寄った企業会計基準委員会の企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」と「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（2005年12月9日公表）及び、企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（2002年、最終改正2006年8月11日）に従ったものであり、グローバル化した資本市場の現状に追随している国際会計への調和あるいは同一化を図ったものといえる。

新規則（第108条）によると、個別貸借対照表の純資産の部は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権に大区分され、自己株式は流動資産の部から株主資本の部の控除項目とされた。連結貸借対照表では、これらに少数株主持分が追加されている。

株主資本の部は、資本金、資本剰余金、利益剰余金及びこれらに対する控除項目である自己株式を表示し、従来の自己資本の概念に近い内容である。自己資本とは、会社の株主が会社の実質的主体であり、投下資本とその実現した成果のうち、その株主に帰属する資本持分と考えられているからである。

資本剰余金は、資本準備金とその他資本剰余金に区分されている。この資本準備金には、今のところ株式払込剰余金が表示され、企業会計原則による資本準備金として挙げられている株式払込剰余金、減資差益、合併差益のうち、減資差益、合併差益は姿を消している²⁾。なお、減資差益については、資本の取崩にかかわる債権者保護の手続きがすでに保証されているので、資本準備金にする必要がないとして、理論的にはなく、手続き上の処理の一環として削除され³⁾、資本準備金の取崩額、自己株式の売買差額と共にその他資本剰余金に区分されている。

利益剰余金は、利益準備金とその他利益剰余金に区分されている。利益準備金は、剰余金の配当による社外流出に際し、資本準備金と利益準備金との合計額が資本金の4分の1に達するまで、剰余金の配当により減少する剰余金額の10分の1を計上して積み立てることになった。この点では、以前が、利益準備金の額が資本金の4分の1に達するまで、配当等を行

うごとにその金額の 10 分の 1 以上を積み立てることになっていたのであるから、規定の緩和が認められるのである。

この変更にともない、これまで重要な財務分析の指標であった自己資本利益率、1 株あたり純資産は、証券取引所の「決算短信」においても次のように読み替える必要が生じた⁴⁾。

自己資本利益率 = 当期純利益 / {純資産 - (新株予約権 + 少数株主持分)}

1 株あたり純資産 = {純資産 - (①~⑤を加算した額)} / 発行済株式総数

- ①新株式申込証拠金
- ②自己株式申込証拠金
- ③優先株式に係る資本金と資本剰余金の合計
- ④当期の剰余金の配当で普通株主に関連しない額
- ⑤新株予約権

しかしながら、改正後の純資産は繰延ヘッジ損益の分だけ増加していることになると、鈴木芳徳は指摘している。

さらに、最近では、資本効率の改善を求める投資家の関心に応じて、配当方針に株主資本配当率 (DOE : 配当総額を株主資本で除した値) を採用する企業が増えている。株主資本配当率は株主資本利益率に配当性向を乗じて計算されるため、各種相場の変動に影響されやすい業績でも、安定した配当を出せるためである⁵⁾。投資家にとっても理解しやすい投資リターン指標として定着すると考えられる。

2) 連結会計と少数株主持分

連結貸借対照表では、純資産の部は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権および少数株主持分に区分される。

少数株主持分は、これまでは、負債と資本との間におかれていたが、国際会計基準審議会 (IASB) の「財務諸表の作成と表示のためのフレームワーク」において、負債は過去の事実から生じ将来に経済的便益を担う資金の流出をもたらすものとされ、又、純資産は資産から負債を控除した残りであると定義されたことにより、純資産の分に含められることになった⁶⁾。すなわち、少数株主持分は、負債の概念が将来の経済的便益を担う資金の返済義務とされていることにより、負債の概念に当てはまらないからである。

しかし、連結財務諸表の作成目的とその開示の対象については、親会社説と経済的単一体説があるが、日本の連結財務諸表作成基準では親会社説に基づいており、親会社説に基づく限り、少数株主持分は、会社の純資産の中に含まれていても、明らかに会社の株主の持分ではないことになる。したがって、親会社の株主の持分ではないものが、会社の持分である純資産の中に含まれていることは、株主の投資意思決定に関して判断を誤らせる 1 要因となるであろうし、少なくとも親会社説の趣旨から見ると整合性に問題があるといえよう。

この点に関して、梅原秀継は次のように述べている。例えば、子会社の時価発行増資の場合に親会社投資額と少数株主持分の変動額との間に差額が生じる可能性があり、原則では持分変動額は損益処理とされているが、例外として経済的単一体説に基づき純利益を経由しない処理を認めている。したがって、梅原は、この点では「少数株主持分を含めない連結資本の表示とは理論的に整合しない」のであり、連結財務諸表作成において「支配獲得後の連結業績をいかに捉えるかは」、「日本基準の整合性にまで波及する論点といえる」と指摘している⁷⁾。

2. 株主資本の分類と内容

株主資本の内、資本金は、会社法により、原則として「設立又は株式の発行に際して株主となるものが」、「払込み又は給付した財産の額とする」が、「その払込み又は給付に係る額の2分の1を超えない額は資本金として計上しないことができ」、その場合には、「資本金として計上しないこととした額は資本準備金として計上しなければならない」としている（第445条）。

また、資本剰余金は、資本準備金とその他資本剰余金に、利益剰余金は、利益準備金とその他利益剰余金に区分されている。しかしながら、この剰余金を資本剰余金と利益剰余金に区別する理由とその意義が問題となる。

この両者の区別は、資本取引に関する剰余金か、損益取引に関する剰余金かに基づくとされている⁸⁾。しかし、何が資本取引か、何が損益取引かの区別は、1950年代から議論されているが、未だ明確に説明はされていない⁹⁾。又、実際に、過去に資本取引であるとして資本剰余金に含まれていた項目が、例えば、保険差益や再評価積立金等のように資本剰余金から除外されたという歴史的事実もあるのである¹⁰⁾。

さらに、資本剰余金と利益剰余金に区別する理由として、これまでは、資本剰余金は資本取引から生じたものであり、会社の投資資本の形成・増大に役立ち、又、債権者保護のためのファン্ডとして機能すると考えられて来っており、株主への配当等への社外流出を厳しく禁止してきたのである。

しかるに、会社法、会社計算規則において、資本剰余金の内その他資本剰余金は配当可能な剰余金の中に含まれているのである（第446条及び第461条、新規則第186条）。

なお、株主総会（場合によっては取締役会）の決議によって資本金も減資手続きにより取崩し可能となり（第447条）、また、資本準備金も取崩し可能であり（第448条）、これらの取崩額はその他資本剰余金へ繰入れられることになった（第446条-3号、4号）のである。

この点について、安藤英義は、「減資差益の資本準備金からの削除は、商法の企業会計原則からの離脱であり、払込資本維持の後退を意味する」と指摘し、同様の意味のものとして自

己株式の処分差益の取扱いを挙げている¹¹⁾。

また、広瀬義州は、減資差益等が配当可能となることは、「資本と利益の区別を重視する会計理論からみて」「問題が少なくなかった」と述べている¹²⁾。なぜなら、自己株式の売買損益について、明らかに資本取引であるのにも拘わらず、その他資本剰余金の中に区分表示され、同じく配当の原資（ファンド）として配当可能な剰余金の中に含まれているからである。

すなわち、その他資本剰余金が、株主への配当のファンドとなるのであれば、損益取引からの利益剰余金との区別の意味は、実質的に殆どないということになるのである。このことは、資本取引による剰余金が条件によってはいわゆるキャピタル・ゲインであり、会社にとっての特別利益であると主張されてきた理論¹³⁾の現実的な制度化とも云えるのである。

なお、会社創立時の株式発行費等に係る創立費は、これまで繰延資産として処理され、3年以内に償却されることとされていた。このたびの会社法（第32条）と新規則（第74条1-2）では、資本金、資本準備金の計算上、減算することとされている。なお、合併時等の株式交付費も同様の処理がされる¹⁴⁾。このような処理方法の変更も国際会計基準への同一化の一環である¹⁵⁾。

このように、いわば、経営成績の悪い会計年度には、苦肉の策として、減資や資本準備金の取崩し及び自己株式の売買差額を生み出して、資本取引であるその他資本剰余金から株主への配当をすることが、制度的に認められることになっているのである。

特に、資本金の取崩しによるその他資本剰余金の増加は、まさに、会社経営上の禁じ手であった、いわゆる「蝸配当」の制度的な公認といわざるを得ないのである。

このような、株主資本の項目内部での操作は、新しく制度化された株主資本等変動計算書を注意深く読むことにより、喝破できるであろうと期待されているのであるが、現在のよう一般大衆がインターネット等を通じて直接に証券取引をしている時代に、どれだけの投資家はその配当政策の裏側を理解できるといえるのであろうか。この点にこそ、証券投資家の意思決定に有益な情報を提供する財務諸表制度としては、大きな問題点を指摘せざるを得ないのである。

3. 評価・換算差額等

純資産の部の評価・換算差額等は、個別貸借対照表では、1) その他有価証券評価差額金、2) 繰延ヘッジ損益、3) 土地再評価差額金に区分され、連結貸借対照表では、これらに4) 為替換算調整勘定が追加されている（新規則第108条-2）。次にこれらの項目の内容を検討しよう。

1) その他有価証券評価差額金

金融商品に関する会計基準に基づき、有価証券の内、売買目的の有価証券と、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外のものは、その他有価証券とされ、その貸借対照表価額は時価評価に基づくものとされている。この決算時の時価は、原則として期末日の市場価格に基づいて算定された価額である。ただし、継続して適用することを条件として、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる¹⁶⁾。

この時価評価によるその他有価証券の評価差額は、洗い替え方式により、全額を純資産の部に計上するか、又は、評価益は純資産の部に計上し評価損は損益計算書に計上するか、の選択が認められており、この評価・換算差額等に区分表示される。

したがって、その他有価証券を時価評価した場合には、その評価差額は未実現であり、例外としての評価損以外は当期の純損益に計上されず、株主資本の項目には計上できないことになり、この項目に計上することになる。

しかしながら、梅原秀継は、「その他有価証券評価差額金を資本の部に直接計上することは剰余金連携に反することになる」のであり、このためには「包括利益」が必要になると述べている¹⁷⁾。

なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については税効果会計を適用することになる。

2) 繰延ヘッジ損益

金融商品に関する会計基準（最終改正2006年8月）に基づき、ヘッジ会計において原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法が採用されている。この方法により、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させることができる。複数の資産又は負債から構成されているヘッジ対象をヘッジしている場合には、ヘッジ手段にかかる損益又は評価差額は、損益が認識された個々の資産又は負債に合理的な方法で配分する。

ヘッジ取引においてヘッジ会計が適用されるためには、ヘッジ対象が相場変動等による損失の可能性にさらされており、ヘッジ対象とヘッジ手段とのそれぞれに生ずる損益が互いに相殺されるか又はヘッジ手段によりヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避される関係になければならない¹⁸⁾。なお、ヘッジ対象には、予定取引により発生が見込まれる資産又は負債も含まれる。

なお、このヘッジ手段に係る損益又は評価差額については税効果会計が適用される。

3) 土地再評価差額金

議員立法による土地再評価に関する法律（1998年3月31日、）に基づき、2年間の時限立法で商法特例法の対象会社と信用金庫等の事業用土地に限り、再評価を認めてその評価益を負債に計上させていた。1999年にこの法律を改正して期間を1年延長し、評価益は税効果会計による負担分を除いて資本の部に計上させることにした。この目的は、当時、BIS基準に基づく銀行の自己資本率が保有有価証券の評価益減少によって限度ぎりぎりになったため、土地評価益で資本の増強を図ることにあった。2001年の改正では、さらに期間を1年延長して、商法上の大会社に加えて証券取引法適用会社に適用を拡大した。

この法律に基づいて土地を再評価した場合に、税効果会計適用による繰延税金負債を控除した残額の土地再評価差額金がこの項目に計上されている¹⁹⁾。この土地再評価差額は未実現損益であり株主資本には含めることができない性質のものである。

4) 為替換算調整勘定

外貨建取引等会計処理基準（1999年最終改正）に基づき為替相場の変動を財務諸表に反映させることを重視し、外貨建金銭債権債務については決算時の為替相場により換算することを原則とし、その換算差額は原則として損益として処理することとしている。しかし、在外子会社又は関連会社の資産又は負債の換算に用いる為替相場と純資産の換算に用いる為替相場とが異なることによって生じる換算差額については、為替換算調整勘定として貸借対照表の純資産の部に記載する。

又、子会社に対する持分への投資をヘッジ対象としたヘッジ手段から生じた為替換算差額についても、為替換算調整勘定に含めて処理する方法を採用できる。

なお、新株予約権に係る為替換算調整勘定は新株予約権に含めて表示するものとする。この為替換算調整勘定についても、税効果会計が適用される²⁰⁾。

これらの評価・換算差額等については、すでに、日本では2004年の『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』において包括利益の中に含まれて考察されており、国際会計基準では「その他包括利益累積額」として区分されている。

また、新規則（第126条）では、「損益計算書等には、包括利益に関する事項を表示することができる」と規定されている。すなわち、現在のところ、日本では評価・換算差額等は、未実現利益あるいは投資リスクから開放されていない部分として、損益計算書に計上できないが、「将来新たな会計慣行が確立した場合を想定して設けられた規定」が追加されているのである²¹⁾。

田中健二は、このような規定は、国際会計基準委員会が包括利益ではなく「認識収益・費用 (recognized income and expense)」として開示させる方向で検討しているため、将来において株主資本を変動させないで、資産及び負債項目を公正価値で測定することが可能にな

るとして、公正価値測定への動きを一層強める、と述べている²²⁾。

なお、欧米の企業会計基準を作る専門機関が、損益計算書から「純利益」の項目を将来的に廃止し、株式など保有資産の時価変動を反映する「包括利益」に一本化する方向で合意した、というニュースが報道されている²³⁾。この動向は、企業の保有する資産の時価変動に伴う業績変動にも常に差益を求めるヘッジファンド等の国際的な投機資金運用機関等の要求に沿ったものであり、長期的な視野に基づき安定した経営・経済の発展を意図する経営者やな投資家の要請する業績指標とは異なった方向に進展している、ということができるのである。短期的な視点で各種の未実現の評価差益に基づき、膨大な資金がグローバルな規模で始終移動する経済とその下での企業経営は、投機的資本市場の破綻のリスクをも含み、社会の安定を阻害し、地球環境の悪化と共に将来における多くの人々の幸せな生活を脅かすものになるのではないかと危惧されるのである。

4. 自己株式と新株予約権

1) 自己株式

現制度では、株式会社は自己の会社の株式を制限なく所有することができる。自己株式の取得について、株主総会の決議によって分配可能額を限度として自由に取得できる。以前には、自己株式は流動資産として貸借対照表に計上されていたが、欧米や国際会計基準での表示区分では株主資本からの控除項目とされていた²⁴⁾。2001年の改正商法を引き継ぎこの度の会社法及び新規則においても自己株式は株主資本の控除項目として純資産の部に表示されることになった。

旧商法では、長い間（1994年の改正まで）、会社が自己株式を所有することを原則的に禁止していた。そして例外的にのみ（第210条）限定列举して²⁵⁾その所有を認め、その限度も発行株式の5%までとされており、この場合にも速やかに処分することを要請していた。その理由は、株式会社の歴史上、自己株式による株価操作等の不正が繰り返し生じていたからである²⁶⁾。しかし、アメリカでは自己株式の取得は例えば利益剰余金の範囲内等の制限つきではありながら認められており、国際会計基準の潮流もその流れに沿うものとなっている。

又、その自己株式の売買益は、株主に払い戻されなかった部分であり、払込剰余金と解され損益として処理することは理論上考えられないものとされていた²⁷⁾。

しかしながら、1994年の商法改正で自己株式の取得について、従業員持株制度による使用人に譲渡するため等、例外的な取得事由を緩和し²⁸⁾、2001年6月の商法改正では株式数に関する規制はなく、定時株主総会の決議により、原則として配当可能限度額の範囲内で自己株式取得を解禁した。又、自己株式の処分については、定款で株主総会で決議するとしていない限り取締役会で決めることができるとしていた。

2005年の会社法では、第2編株式会社第2章第四節で自己株式の取得を規定しているが、臨時株主総会でも決議でき、その制限はない。しかも、会社法では、自己株式の有償取得は株主に対する剰余金の配当と一括して「剰余金の配当等」として整理されており、統一的な財源規制がかけられている。

しかし、自己株式の取得は資本の減少すなわち、会社で運用する「現実資本」の減少を意味し、「維持する資本の減少」を意味するのである。また、自己株式の取得を配当と同様の株主へのサービスであるとする見解にも疑問を抱かざるを得ないのである。

自己株式の会社による取得は、株価の下支えともなり、一種の株価操作ともいえるからである。なお、重役によるインサイダー取引を誘発する機会も増大するといわざるを得ないのである。

したがって、自己株式の売買益をその他資本剰余金に含め配当原資とすることは、大きな変革というより以上に危険をはらんでいるとも考えられる。酒井治郎は、自己株式の処分において支払いを「受け取る者からみて出資とは呼べない」ことから、この処分差益の利益性を肯定する見解を示している²⁹⁾。すなわち、資本取引においてもキャピタル・ゲインが得られるといえるわけであるが、自己株式による株価操作の可能性が存在するのにその売買益を配当原資として配分することには、疑問を生じ得ないのである。

2) 新株予約権

新株予約権とは、株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利のことである。会社は新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないこととすることができる。すなわち、ストック・オプション用に無償発行が可能である(第236、第238条)。

現在、会社の業績の向上を目的としたインセンティブ・プランの一つとして取締役や従業員に労働や業務サービスの対価としてストック・オプションを付与することが行われている。ストック・オプションとは、一定の権利行使期間にあらかじめ定められた権利行使価額によって会社から株式を取得することができる権利であり、新株予約権は株式をオプション契約の目的物としたコール・オプションであるといえる³⁰⁾。

企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(2005年12月27日)に基づく、新株予約権を発行したら、会社は付与日における公正な評価単価と権利確定すると見積られる数からストック・オプションの公正な評価額を求めて、サービスの取得に合わせて費用計上するとともに、新株予約権を純資産の部において株主資本とは異なる区分として計上する³¹⁾。新株予約権の権利が行使されたら資本金、資本金及び資本準備金に振り替えるが、失効した時すなわち権利が行使されずに権利行使期間が到来した時には特別利益として処理する。

会社法及び会社計算規則に基づく資本会計の諸問題

この点について、野口晃弘は、国際的にはストック・オプションは持分証券に分類され、失効しても損益に計上されないことになっているのに、日本では、失効した時に「新株予約権戻入益」を損益計算書に計上することになっており、株主資本とは異なると区分した貸借対照表と、損益計算書との間でねじれ現象が生じている、と指摘して次のように述べている³²⁾。

貸借対照表で株主資本とは異なると区分したのは、新株予約権が報告主体の所有者とは異なる新株予約権者との直接的な取引によるものであって、株主に帰属するものではないことを論拠としている。しかしながら、これまで、新株予約権戻入益の額及び税引前当期純利益に対する比率とも、必ずしも重要性がないとは云えない水準にあり、中には、この戻入益の金額により赤字決算を回避できた企業もあった。「新会計基準も、このような現状を追認した事になる」のであり、「これでは、業績がさえず株価も低迷した結果、新株予約権が行使されないまま期限切れになると、新株予約権戻入益が計上され、場合によっては赤字決算を回避できるかもしれないという、いわば利益の自動安定化装置を組み込む結果となってしまう」のである、と。

確かに、会計基準の国際的な収斂を進めるためには³³⁾、この点についても修正を検討すべきであろう。

さらに、野口は、「このような会計処理の原因は、最初のボタンの掛け違い、企業の所有者概念から新株予約権者を排除し、株主に限定して損益計算を行っていることに求められる」と述べている³⁴⁾。

この最後の点については、株主に限定しないで損益計算を行うことが可能であるのか、すなわち、将来株主になるかも知れない者を企業の所有者と見なすことが可能なのであるか、大いに疑問を抱かざるをえないところである。しかしながら、新株予約権を払込資本として処理し、失効の場合、その減少として処理する方法が国際的な動向なのである。

なお、自己新株予約権は新株予約権の額から直接控除してその控除残高を表示するか、新株予約権の控除項目としてその次に掲記してもよい。また、自己株式の処分に係る申込期日経過後の申込証拠金は自己株式の次に自己株式申込証拠金の科目で掲記しなければならないとされている。

おわりに

小論では、新しい会社法と会計規則・基準に基づく純資産の部について、その区分表示の内容及び各区分についての問題点を検討してきた。

まず、株主資本については、特に、資本剰余金と利益剰余金の区別に関して、次のような重要な問題が指摘できる。資本剰余金と利益剰余金の区別は形式的に両者の混同を避けるものとして設けられているが、両者の概念が未だ不明確であり、歴史的な変遷で見られたよう

に区別の内容における修正がありうること、又、その区別の本質的な意義が、投下資本の利益から配当を支払うべきであるという資本と利益の区別を意味するものであったにも拘らず、その他資本剰余金を配当可能な剰余金とすることにより、実質的には資本と利益の区別を無くしてしまっているといえるのである。特に、その他資本剰余金における減資によるものと、その性質がある意味でキャピタル・ゲインであるものとの混同及びその配当は、重要な問題となるのである。いずれにしても、減資による分配部分は、資本の払戻しとして、配当と区別すべきであろう。

又、評価・換算差額等に関しては、それらが「リスクから開放されていない」ので株主の損益には含まれないということは、実質的に個別企業の評価損益は社会的な実現を果たしていないのであるから、株主資本と区別する意味はあるといえる。しかしながら、各評価・換算差額等に関する会計処理においては、詳細に検討すると、理論的に首尾一貫しないところが多々存在するのであり、今後もいっそうの検討を加えて、合理的で統一的处理に改善していく必要があるといえる。

さらに、新株予約権については、日本でもストック・オプションとしての利用が増加しているが、その会計処理については国際会計基準の動向とは異なっており、その失効時における利益としての処理については、国際会計基準との一層の調整過程の中で今後の対応が必要となると考えられる。

なお、少数株主持分については、その会計処理において連結財務諸表の作成目的とその開示の対象を原則として親会社の株主のための投資意思決定に有用な情報の提供にあるとしながら、その処理の中に、経済的単一体説に基づく会計処理が認められており、親会社の株主にとって有用な情報とはいえないものが含まれていると指摘できるのである。この点でも、今後の検討が必要とされるのである。

以上、純資産に関する新規則、基準等について検討してきたが、日本の会計基準は国際会計基準との調和化を図りながらも、日本独自の見解に基づく異なる会計処理を幾つか温存している。このような差異の存在は、グローバルな資本市場において熾烈な競争に立たされている日本の会社の権益を短時間でも守るためなのか、時間の経過とともにこれを修正していくという段階的調整を行っているためであろうと考えられる。いずれにしても、この数年間における会計規則及び基準の改正や修正は著しく多い。

このため、日本の財務会計の規則・基準等は、会社の財務諸表作成に携わる当事者にもこれらを研究・教育する者にとっても、非常に分かり難いものとなっており、かつ、論理上・制度上の諸問題を抱えている。これらの問題を速やかに解決し、投資家に対する会計責任を果たし、且つ長期的に安定した投資意思決定に有用な会計情報の開示が行われるように、会計規則及び会計基準の更なる見直し、修正が今後とも進展することを期待せざるを得ないのである。

注

- 1) 会社法に基づく財務省令「会社計算規則」の規定（第108条）では、純資産の部は次のように区分表示されることになった。

純資産の部

I 株主資本

- 1 資本金
- 2 新株式申込証拠金
- 3 資本剰余金
 - 資本準備金
 - その他資本剰余金
- 4 利益剰余金
 - 利益準備金
 - その他利益剰余金
- 5 自己株式（控除項目）
- 6 自己株式申込証拠金

II 評価・換算差額等

- 1 その他有価証券評価差額金
- 2 繰延ヘッジ損益
- 3 土地再評価差額金
- 4 為替換算調整勘定

III 新株予約権

- 1 新株予約権
- 2 自己新株予約権（控除項目）

IV（少数株主持分 連結貸借対照表の場合）

- 2) 企業会計原則の1954年以前では、資本剰余金には、株式発行差金（額面超過金）、無額面株式の払込剰余金、固定資産評価差益、減資差益、合併差益、再評価積立金、国庫補助金（建設助成金）、工事負担金、保険差益等が含まれている。高山朋子（2004）「法定準備金の取崩、評価損益、配当をめぐる主要問題」, pp.66-69の参照を乞う。
- 3) 田中久夫編 [2003], p.188, 安藤英義 [2006], p.22.
- 4) 鈴木芳徳 [2006] 「『自己資本』という問題」, p.67-68. なお、鈴木は、「『株主』というものを完全に否定した『株式会社』など、あろう分けがない。新たな『自己資本』概念が、改めて求められざるをえない歴史的事情について思いを深めるべき時であろう」と述べている（同, p.78）。
- 5) 日本経済新聞, 2006年12月14日。
- 6) International Accounting Standards Board (IASB) [2001], par. 49 (b), (c).
- 7) 梅原秀継 [2006], pp.72-74.
- 8) 企業会計原則の注解2では、「資本剰余金は、資本取引から生じた剰余金であり、利益剰余金は損益取引から生じた剰余金、すなわち利益の留保額であるから、両者が混同されると、企業の財政状態及び経営成績が適正に示されないことになる。従って、例えば、新株発行による株式払込剰余金から新株発行費を控除することは許されない」としている。

- 9) 高山朋子 [1985], p.105, p.129. 木村和三郎 [1950]は, 50 年以上も前から会社の利益源泉の一つとして, 資本取引によるキャピタル・ゲインを挙げ, 減資差益, 合併差益等をこれに含めている(同, pp.14-15)。
- 10) 高山朋子 [2004], p.67.
- 11) 安藤英義 [2006], p.22-23.
- 12) 広瀬義州 [2006], p.339, p.408.
- 13) 木村和三郎 [1950], 馬場克三 [1965], 他多数の論者がいる。
- 14) 弥永真正 [2006]①, p.35.
- 15) IASB, SIC-17, [2000], par.6.
- 16) 弥永真正 [2006]②, p.181.
- 17) 梅原秀継 [2005], p.40.
- 18) 弥永真正 [2006]②, p.12, pp.181-184, IASB [2000], par.135, par.142.
- 19) 高山朋子 [2001], pp.5-6.
- 20) 企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(第 8 項)において, 評価・換算差額等は純資産の部に, これらに係る繰延税金資産, 繰延税金負債の額を控除して記載することとされている。
- 21) 田中健二 [2006], p.58.
- 22) 田中健二 [2006], pp.56-60. なお, 田中は, 「投資のリスクから開放されない部分」について, 辻山栄子の「広義の実現概念と基本的に同一の概念と考えてよい」のであり, 「[実現]概念と[実現可能]概念を統一的に表現した概念にほかならない」(斎藤静樹編著 [2005], pp.104-121)としている意見について, 必ずしも総てがリスクから解放されていないといえるのであろうかと疑問を投げかけている。
- 23) 日本経済新聞, 2006 年 11 月 16 日。
- 24) IASB, SIC-16, [1999], par.4.
- 25) 限定列举の内容は, ①株式の消却のため, ②合併又は他の会社の営業全部の譲受による時, ③会社の権利の実行にあたりその目的を達するため必要な時, ④例えば会社の営業の全部又は重要な一部の譲渡への決議に反対する株主の株式買取請求権による買取のため, となっている(第 210 条)。
- 26) 柴 健次 [1999], p.6, 梶田龍三 [2001], pp.12-16, 酒井治郎 [2006], p.221.
- 27) 丹波康太郎, 森昭夫 [1976], p.525. なお, 従来, 企業会計原則では, 自己株式処分益を資本剰余金として取り扱っていたが, 1974 年には資本剰余金の例示から削除している。
- 28) 酒井治郎 [2006], p.184.
- 29) 酒井治郎 [2006], p.205.
- 30) あずさ監査法人編 [2006], pp.176-188.
- 31) 豊田俊一 [2006], p.48. なお, この費用とする会計処理の適用後, ストック・オプションの利用は減少してきたといわれている。
- 32) 野口晃弘 [2006], p.62-65.
- 33) 会計基準の国際化については, 政府の経済財政運営の指針「骨太指針 2006」にも, 「会計基準の国際的な収斂の推進を図る」と記されている(日本経済新聞, 2006 年 7 月 27 日)。
- 34) 野口晃弘 [2006], p.65.

参 照 文 献

- 秋葉賢一 [2005] 「純資産の表示基準（案）について」『企業会計』第57巻第11号，2005年11月。
- あずさ監査法人編 [2006] 『資本会計の実務ガイド』第2版，中央経済社，2006年。
- 安藤英義 [2006] 「資本概念の変化」『企業会計』第58巻第9号，2006年9月。
- 石川和正 [2005] 「自己株式会計基準について」『企業会計』第57巻第11号，2005年11月。
- 梅原秀継 [2006] 「連結会計における少数株主持分—パーチェス法との関連を中心にして」『企業会計』第58巻第9号，2006年9月。
- 梅原秀継 [2005] 「会計理論からみた資本の部の変容—資本と利益の区別をめぐって」『企業会計』第57巻第9号，2005年9月。
- 大橋裕子 [2005] 「株主資本等変動計算書基準（案）について」『企業会計』第57巻第11号，2005年11月。
- 加古宜士 [2006] 『財務会計概論』第6版，2006年8月。
- 梶田龍三 [2001] 『自己株式会計論』白桃書房，2001年。
- 企業会計基準委員会，企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」，2002年2月21日，最終改正2006年8月11日。
- 企業会計基準委員会，企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」，2002年9月25日，最終改正2006年1月31日。
- 企業会計基準委員会，企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」，2005年11月29日。
- 企業会計基準委員会，企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」，2005年12月9日。
- 企業会計基準委員会，企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」，2005年12月27日。
- 企業会計基準委員会，企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」，2005年12月27日。
- 企業会計基準委員会，企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」，最終改正2006年8月11日。
- 木村和二郎 [1950] 「資本剰余金の概念分析」『会計』第58巻第3号，1950年9月。
- 小林 量 [2006] 「資本（資本金）の意義」『企業会計』第58巻第9号，2006年9月。
- 酒井治郎 [2006] 『資本制度の会計問題』中央経済社，2006年。
- 柴 健次 [1999] 『自己株式とストック・オプションの会計』新世社，1999年。
- 鈴木芳徳 [2006] ①「『自己資本』という問題」神奈川大学『商経論叢』第41巻3，4号合併号，2006年3月。
- 鈴木芳徳 [2006] ②「金融商品取引法の歴史的意義」神奈川大学『商経論叢』第41巻3，4号合併号，2006年3月。
- 高山朋子 [2004] 「法定準備金の取崩，評価損益，配当をめぐる主要問題」『東京経大会誌』第238号，2004年3月。
- 高山朋子 [2001] 「評価損益と包括的損益計算書」『東京経大会誌』第226号，2001年10月。
- 高山朋子 [1985] 「資本概念と株式プレミアム」『東京経大会誌』第142号，1985年9月。
- 田中健二 [2006] 「評価・換算差額等について」『企業会計』第58巻第9号，2006年9月。

- 田中久夫編 [2003] 『逐条解説 改正商法施行規則（計算規定）』 税務経理協会, 2003 年。
- 丹波康太郎, 森昭夫 [1976] 「自己株式」 『第三版 会計学辞典』 同文館, 1976 年。
- 辻山栄子 [2005] 「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」 斎藤静樹編著 『詳解「討議資料財務会計の概念フレームワーク」』 中央経済社, 2005 年。
- 豊田俊一 [2006] 「ストック・オプション等及びその他の新株予約権・新株予約権付社債の会計処理」 『企業会計』 第 58 巻第 5 号, 2006 年 5 月。
- 野口晃弘 [2006] 「新株予約権の表示方法に内在する会計問題」 『企業会計』 第 58 巻第 9 号, 2006 年 9 月。
- 馬場克三 [1965] 『株式会社金融論』 1965 年, 森山書店。
- 広瀬義州 [2006] 『財務会計』 第 6 版, 2006 年 5 月。
- 法律第 86 号 『会社法』, 2005 年 7 月 26 日, 最終改正 2006 年 6 月 14 日。
- 法務省令第 13 号 『会社計算規則』, 2006 年 2 月 7 日, 最終改正 2006 年 4 月 14 日。
- 増子敦仁 [2006] 「剰余金の会計」 『企業会計』 第 58 巻第 9 号, 2006 年 9 月。
- 弥永真正 [2006] ① 「払込資本の会計」 『企業会計』 第 58 巻第 9 号, 2006 年 9 月。
- 弥永真正 [2006] ② 『会社計算規則集』 中央経済社, 2006 年。
- International Accounting Standards Board (IASB) [2001], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, 2001*.
- IASB [2000], IAS 39, *Financial Instruments : Recognition and Measurement, 2000*.
- IASB, Standing Interpretations Committee (SIC)-17, [2000], *Equity - Costs of an Equity Transaction*.
- IASB, Standing Interpretations Committee (SIC)-16, [1999], *Share Capital - Reacquired Own Equity Instruments (Treasury Shares)*.

— 2006 年 12 月 19 日受領 —